

Q. 廃棄物処理法の違反事例を教えてください？

A. 実際に新聞報道などがあった違反事例をもとに紹介します。

①許可品目外の処分の委託

レンガくず

最終処分場

A

B
ガラ陶:○
金属くず:×

【事例概要】

- ・A株式会社は金属の付着したレンガくずをガラス陶磁器くずとして最終処分業者Bに埋め立て処分委託していた。
- ・Bは安定型最終処分場だが金属くずの許可は持っていなかった。

【結果】

- ・現場責任者とA株式会社は委託基準違反の疑いで書類送検された。

②無許可業者への委託

再委託

委託

現場

X

Y

Z

中間処理場

【事例概要】

- ・株式会社Xは運搬業者Yに現場の産業廃棄物を委託していた。
- ・Yは自社車両では進入できない現場の回収を無許可業者Zに再委託した。
- ・その現場の現場監督はZが許可を持っていないことを承知で再委託を容認した。

【結果】

- ・現場監督と株式会社Xは委託基準違反の疑いで書類送検された。

※①②の事例は実際に新聞で報道された事例を元に株式会社ユニバースが編集したものです。

◇「たぶん大丈夫」、「しょうがない」が一番危険！！

・①の事例

現場責任者は付着した金属は少量のため、ガラス陶磁器くずの許可のある業者であれば問題ないと誤解していたようです。この事例は「許可を持たない処理業者への委託」となるため、廃棄物処理法に規定される「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

・②の事例

現場監督は普段から委託している業者の車両が現場まで進入できず、止むを得ず無許可業者への再委託を容認したようです。この事例も「許可を持たない処理業者への委託」となるため、廃棄物処理法に規定される「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

どちらも「たぶん大丈夫」「しょうがない」という安易な判断が招いた結果といえます。

今回のポイント

安易な判断は罰則のリスクを引き上げる！！